

南丹市教育委員会会議録

平成 27 年第 4 回定例会

(平成 27 年 4 月 22 日)

平成27年南丹市教育委員会第4回定例会会議録

1. 日 時 平成27年4月22日(水)
開会 午後3時30分 閉会 午後5時00分
2. 場 所 南丹市教育委員会議室
3. 付議事件 別紙議事日程のとおり
4. 招 集 者 委員長 林 昌 明
5. 出席委員 委員長 林 昌明
委員長職務代理 武田 義史
委 員 高屋 毅史
委 員 吉田 尋子
教育長 森 榮一
6. 欠席委員 な し
7. 事 務 局 教育次長 岸本 薫
教育参事 後藤 昌則
教育総務課長 寺田 成樹
学校教育課長 山内 紀子
社会教育課長 中川 勇夫
8. 傍 聴 人 な し

午後3時30分開会

日程1

委員長が平成27年南丹市教育委員会第4回定例会の開会を告げる。

日程2

委員長から会議録作成者に寺田教育総務課長を指名する。

日程3 報告事項

(1) 主な行事報告等

(教育長)

- 3月27日に、2月24日から開会の3月市議会が32日間の会期を終え、この間の提案された全議案について可決・同意された。
- 3月30日に、南丹市いじめ防止等対策委員会を開催し、この間、検討協議された「地域社会総がかりで進めるいじめ根絶に向けた取組の在り方について」の提言が教育長あて提出され受理した。
- 3月31日に、小学校再編整備に伴い、園部・八木管内の10小学校が閉校し、翌日の平成27年度から、新たに4校の歴史が始まった。
- 4月2日に、小学校再編に伴い園部小学校、園部第二小学校、八木西小学校、八木東小学校に開校式を執り行った。併せて、新たにスクールバス通学となる校区においてスクールバス試乗を実施した。
- 同日、児童養護施設の京都府立淇陽学校への公教育導入に伴う桜が丘中学校の開校式を京都府・京都府教育委員会との共催事業として執り行った。
- 4月5日に、美山山村留学センターにて、2府3県からの9名の入所児童を迎え、学校・地元・里親等の関係者らにより入所式を実施した。
- 4月6日に、平成27年度最初の市校園長会議を開催し、開校した小学校4校中学校1校からの校長を含む16校2園からの校園長の出席の下、年度当初にあたって、本市教育振興プランに基づく重点目標の具現化に向けた学校・園経営を求めたほか、今年度の人事異動を校内組織の活性化に生かすことや人権教育の充実を通じたいじめ根絶等の取組を指示した。
- 4月7日に、市立の全小・中学校において始業式が行われた。
- 4月9日から13日にかけて、市立の各幼稚園・小・中学校において、入園式・入学式が行われた。
- 4月16日に、南丹市立小・中学校教頭会議を開催し、年度当初にあたり、本市の学校教育の方向性について説明し共通理解を深めた他、市教職員研修や学校（園）訪問の協力、いじめ根絶に向けた取組の推進を求めた。
- 4月17日に京都府総合教育センターにて、京都府市町村教育長会議が開催され、府教委からは、貧困対策及びいじめ根絶を今年度における重要事項として取り組む旨について説明があった。
- 4月21日に、平成28年度に再編に向け、美山管内の5小学校から選任された委員による校章・校歌制定委員会の初会合を実施した。今後、選考に向けた協議を進めることとなる。
- 同日、市立全小・中学校（桜が丘中学校は後日）において、全国学力・学習状況調査を実施した。

(2) 南丹市立小学校再編実施本部会議について

(事務局)

4月20日開催の実施本部会議の概要について報告

(3) 南丹市教育委員会の後援承諾について

(事務局)

資料に基づき報告

日程4 議 事

報告第1号 専決処分について

～平成27年度南丹市立小中学校の主任任命について～

(事務局)

南丹市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第16条第2項の規定に基づき、主任任命に関する専決処分について資料により説明。

[質 疑] な し

[採 決]

報告第1号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致での承認確認する。

議案第21号 南丹市立学校体育施設利用条例施行規則の一部改正について

(事務局)

南丹市立学校体育施設利用条例等の改正により教育施設としての位置付けでなくなったことに伴う規則改正であることについて資料により説明

[質 疑]

(委 員)

今回の改正により閉校した学校の体育館等は、学校施設としての位置付けから一般の体育施設に変更になると解してよいか。

(事務局)

お見込のとおりである。閉校後の学校施設については各地区での利活用検討段階にあるが、閉校前と同様の利用ができる様、一般の体育施設としたものである。

(委 員)

施設管理に係る経費は、市長部局所管の予算に位置づいているのか。

(事務局)

お見込のとおりである。

[採 決]

議案第21号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第22号 南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の一部改正について

(事務局)

「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い児童福祉法等が改正されたことによる規則改正について資料により説明

[質 疑] な し

[採 決]

議案第22号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第23号 南丹市放課後児童健全育成事業運営規定の一部改正について

(事務局)

議案第22号と同様、「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い児童福祉法等が改正されたことによる規則改正について資料により説明

[質 疑]

(委 員)

法改正に伴う事業対象が小学校6年生までとなることへの対応は、今後どうなるか。

(事務局)

当面、市としては現状のまま3年生までを対象として運営する方向にある。今後、市子ども子育て支援計画の内容が、順次、拡大方向にあることから、本計画を軸として、保護者ニーズや体制整備も踏まえながら検討される。

(委 員)

児童クラブの設置場所と送迎の責任主体は、それぞれどこにあるのか。

(事務局)

現行法規に照らして、設置については行政、送迎については保護者となっている。

(委 員)

ニーズに併せていくとなれば、順次拡大していくという柔軟な対応も必要ではないかと考えるがどうか。

(事務局)

行政サービスは均一であるべきということが基本であるが、拡大時期につ

いては柔軟に対応していくこととなることも想定できる。

[採 決]

議案第 2 3 号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

議案第 2 4 号 南丹市組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う教育委員会 関係規則の整備について

(事務局)

平成 2 7 年度南丹市役所の組織改編に伴い、教育委員会関連の文言修正を主とする例規改正について資料により説明

[質 疑] な し

[採 決]

議案第 2 4 号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

＝議案第 2 5 号は、南丹市教育委員会規則の規定により、人事案件であるため非公開案件であることを確認し審議に入る。＝

議案第 2 5 号 教育委員会事務局職員の人事異動 (案) について

(事務局)

平成 27 年 5 月 1 日発令予定の人事異動(案) について、南丹市教育委員会事務局職員の任免を行うにあたり説明

[質 疑]

(委 員)

今回の異動の前後の職員増減数について確認したい。

(事務局)

組織改編に伴う減数 1 名である。

[採 決]

議案第 2 5 号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

日程 5 その他

○主な行事予定

○本市における全国学力・学習状況調査の実施状況について報告

○南丹市いじめ防止等対策委員会からの「答申」（平成27年3月30日受け）
について報告

○その他

- ・南丹地区教育委員連絡協議会総会及び研修の日程について
- ・京都府市町村教育委員連合会総会及び研修会の日程について

[次回定例会について]

(事務局)

次回定例会の日程については、他の行事と併せ、別途調整したい。

(委員長)

次回の日程について、ただ今の事務局の意向を踏まえ別途調整としたい
がどうか。

(委員)

*委員長から各委員一人一人に諮り、全員一致での同意を確認する。

(午後5時00分閉会)

南丹市教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

南丹市教育委員会委員長

南丹市教育委員会委員長職務代理者

南丹市教育委員会委員

南丹市教育委員会委員

南丹市教育委員会教育長

(会議録調製者)

南丹市教育委員会教育次長
